

令和2年第12回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和2年12月15日(火) 午前10時55分～午前11時35分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	7番	木 立 康 行	
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番	高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番	工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番	工 藤 元 伸	10番 東 良 一
	11番	佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番	佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人) 1番 長 内 康 之 8番 工 藤 元 伸

8 付議案件

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第24号 農地の転用事実に関する照会について
 議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第48号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	局長補佐	大 溝 恵 水
	農地係長	福 士 博 幸
	主 査	櫻 田 一 久
	主任主事	佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、ただいまから会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第12回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、6番大平成年委員、9番佐藤孝文委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第22号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年11月受理分は、相続が2件、総面積13,338㎡、田が3筆4,200㎡、平畑が8筆9,138㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第23号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり

		り合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号14番は、南中野字堰下の田、3,761㎡を賃借人の都合により、令和2年11月11日に合意解約したものです。 受付番号15番は、南中野字井戸沢の田、1,101㎡を賃借人の都合により、令和2年11月11日に合意解約したものです。 受付番号16番は、浅瀬石字扇田の田、3,141㎡を賃貸人の都合により、令和2年11月12日に合意解約したものです。 受付番号17番は、上十川字留岡の田、2筆合計2,659㎡を賃借人の都合により、令和2年11月16日に合意解約したものです。 受付番号18番は、赤坂字西田、ほかの田、4筆合計5,949㎡を賃貸人の都合により、令和2年11月24日に合意解約したものです。 受付番号19番は、竹鼻字北野田の田、4筆合計3,531㎡を賃貸人の都合により、令和2年11月24日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、次に、報告第24号「農地の転用事実に関する照会について」を事務局から報告お願いします。
福 士 係 長		報告第24号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり報告するものです。 別紙で説明します。 7ページをご覧ください。 受付番号1番の土地表示は、浅瀬石字龍ノ口、地目は畑、面積は5,028㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 照会のあった土地については、農地利用状況調査において、農地に復元することが著しく困難である土地として、平成31年3月20日開催の農業委員会総会において、農地に該当しない旨を決定しております。 現況地目は「非農地」で報告しております。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。

	それでは、議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第45号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が5件です。 (1) 所有権移転です。 受付番号32番は、大川原字門尻の田、94㎡を同一世帯の親から子への贈与により、取得するものです。 受付番号33番は、浅瀬石字扇田の田、3,141㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号34番は、馬場尻西、ほかの畑、田、2筆合計5,225㎡を同一世帯の親から子への贈与により、取得するものです。 受付番号35番は、上十川字留岡の田、5筆合計2,473㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号36番は、三島字宮元の畑、73㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認、並びに申請地の現地調査を行った、11番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回申請があった農地について、去る12月4日、佐藤米一委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1) の所有権移転です。 受付番号32番は、同一世帯の親から子への贈与により、取得するものです。現況は保全管理で、権利取得後は、水稻栽培が行われます。 受付番号33番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号34番は、同一世帯の親から子への贈与により、取得するものです。現況は水稻、やさい畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号35番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号36番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は保全管理で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 今回申請があった5件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用に

		は影響ありません。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第４５号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第４６号につきましては、１番長内康之委員が代理人となっており、また、８番工藤元伸委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 （長内康之委員、工藤元伸委員退席） それでは、議案第４６号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第４６号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 １２ページをご覧ください。 受付番号３７番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、追子野木三丁目、登記地目は田、現況は不耕作、となっております。 面積は、２，２４８㎡であり、従業員駐車場及び資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分では、第１種農地ではありますが、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 受付番号３８、３９番は、同一事業者による申請です。 受付番号３８番は、面積は２，０８９㎡であり、農業用施設として、精米所、休憩所、従業員及び農機具駐車場として、使用貸借権を設定し、利用することです。 受付番号３９番は、面積は１１㎡であり、農業用施設への進入路用地として、取得し利用することです。 農地区分では、第１種農地ではありますが、不許可の例外である農業用施設に該当しますので、問題ないものと思われます。 農振区分では、農業用施設用地へ用途変更しております。 受付番号４０番は、申請人は記載のとおりです。

	土地表示は、青山、登記地目は田、現況は畑で、面積は3,670㎡となっております。 農地区分では、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、11番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回5条申請があった土地について、去る12月4日、佐藤米一委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号37番は、従業員駐車場及び資材置場用地として利用するものです。場所は、黒石消防署から南西へ約910mに位置しております。 申請地は、事業所に近いことから好都合であるため、既に従業員駐車場及び資材置場用地として利用されております。 農業委員会の指摘を受けて、違法状態であることを知り、是正するため申請したとのことです。顛末書も添付され、寛大な処置をお願いする旨、記載されております。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣地に流入しないように自然浸透させること、また、盛土の法面には、張芝をすることで、隣地に土砂流出しないようにする、とのことです。 受付番号38番、39番は、同一事業者による農業用施設である精米所等の用地とするための申請です。 申請地は、既に精米所等用地として利用されております。 申請者は、経営規模拡大していくにつれて、精米所等を増築した結果、現在の利用敷地となったとのことです。 農業委員会の指摘を受けて、違法状態であることを知り、是正するため申請したとのことです。顛末書も添付され、寛大な処置をお願いする旨、記載されております。 現況は、平らであり、周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣地に流入しないように砂利敷して自然浸透させるとしてしています。 受付番号39番は、資材置場及び駐車場用地として取得し、利用したいとのことです。 場所は、黒石商業高校から南東へ約700mに位置しております。 申請地の選定を聞き取りしたところ、事業を拡大するにつれて、事業用敷地が不足しているとのことで、周辺の土地所有者と交渉したところ、条件が整ったので申請に至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣地に流入しないように自然浸透させること、また、法面は安定勾配とし、敷地内に保安区域を設け

	て、法肩に大型機械が乗らないようにするとしています。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第46号は原案のとおり決定いたします。 (長内康之委員、工藤元伸委員指定席に着く) 次の議案第47号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第47号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙15ページから説明します。 今回の申請は、使用貸借権設定が14件、賃借権設定が13件、所有権移転が2件です。 (1) 使用貸借権設定です。 今回の使用貸借権設定に関しては、14件全て、相続未登記農地を農地中間管理事業による5年間の再設定となります。 受付番号6番は、浅瀬石字扇田の田、2, 602㎡です。 受付番号7番は、浅瀬石字広田の田、2, 305㎡です。 受付番号8番は、浅瀬石字広田の田、1, 218㎡です。 受付番号9番は、浅瀬石字山元の田、2, 480㎡です。 受付番号10番は、浅瀬石字村上の田、3, 616㎡です。 受付番号11番は、浅瀬石字桜田の田、5, 197㎡です。 受付番号12番は、浅瀬石字桜田の田、3, 522㎡です。 受付番号13番は、浅瀬石字広田の田、2, 904㎡です。

受付番号14番は、浅瀬石字山元ほかの田、5,784㎡です。

受付番号15番は、浅瀬石字扇田の田、1,623㎡です。

受付番号16番は、浅瀬石字桜田の田、3,912㎡です。

受付番号17番は、浅瀬石字桜田ほかの田、7,366㎡です。

受付番号18番は、浅瀬石字扇田ほかの田、10,859㎡です。

受付番号19番は、浅瀬石字広田の田、2,827㎡です。

(2) 賃借権設定です。

受付番号85番は、二双子字野田ほかの田、8,194㎡を10年間10a当たり14,000円で、再設定するものです。

受付番号86番は、黒石字浄光寺の田、7,252㎡を5年間10a当たり21,200円で、再設定するものです。

受付番号87番は、株梗木字中渡の田、3,350㎡を10年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。

受付番号88番は、豊岡字姥懐の田、2,563㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号89番は、南中野字井戸沢の田、1,101㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号90番は、南中野字留矢場ほかの田、5,702㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号91番は、二双子字野田の田、5,000㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号92番は、上目内沢字下田表の田、2,386㎡を10年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。

受付番号93番は、三島字宮元の田、2,910㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号94番は、馬場尻北の田、5,196㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号95番は、袋字村岡の田、1,521㎡を10年間10a当たり12,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号96番は、袋字村岡の田、542㎡を10年間10a当たり12,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号97番は、小屋敷西の田、5,311㎡を5年間10a当たり28,000円で、再設定するものです。

(3) 所有権移転です。

受付番号40番は、牡丹平字木田橋の田ほか、11,781㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号41番は、浅瀬石字山辺の畑、1,740㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
工藤元伸委員	農地中間管理事業を使つての貸借は、確か10年間だと思っていましたが、今回使用貸借が5年間なのはなぜですか。
櫻田主査	今回の使用貸借権設定に関しては、中間管理事業で新規で利用権の設定をした際、すべて相続未登記農地で、当時は未相続地は5年を超える利用権の設定はできなかったため、今回5年間の再設定で、合わせて10年間となります。
議 長	ほかにございませんか。
長内康之委員	97番なんですが、他に比べて賃借料が高いのはなぜですか。
櫻田主査	こちらに関しては物納で2俵でのやりとりということで、28,000円になっておりました。1俵あたりが、県で設定している米の相対取引価格が14,000円になっていますので、2俵で28,000円になります。
議 長	ほかにございませんか。
佐山秀夫委員	今の件ですが、県で設定している14,000円は東京の相場ですよ。中間管理機構の精算の場合は、14,000円で精算して払う計算になっています。それが今の場合は2俵だから28,000円なんですね。ところが、米を売る場合は一律11,000円なのに、一向に改善されていません。
福士係長	相対取引価格というのは、農林水産省で発表している統計の額になります。それは、月の動向によって金額が変わります。農地中間管理事業で貸借を設定するときに、物納計算で契約された場合は、金額が変動するということになります。貸借の設定をするときに、金額で設定している場合はその金額は変わりませんが、物納で設定すると、毎年金額が変わるということになります。
佐山秀夫委員	中間管理事業が始まった際、貸し手には協力金が出るなど、貸し手に対しては非常にいい条件でした。中間管理機構は、耕作している人に対して所得補償・向上を目指すと言っていましたが、貸し手側の安定を考えているように感じます。
福士係長	契約内容の変更については、中間管理事業の担当者と話して、物納計算にするのか、10a当たりの金額で設定するのか、契約の内容の変更ということで手続きするにはどうすればいいかということなどを、相談していただければと思います。
議 長	ほかにございませんか。
長内康之委員	物納と、現金の設定では、補助金関係とか何か変わってくるものなんですか。
福士係長	物納と金額の設定の違いですが、物納だと取引価格の金額で精算されるとい

	うことになります。金額の設定ではその金額のままで、米の価格に左右されるものではないということになります。
工藤元伸委員	中間管理機構の手数料も変わってきます。
議 長	ほかに何かございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４７号は原案のとおり決定いたします。 (櫻庭太志推進委員指定席に着く) 次に、議案第４８号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第４８号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 ２７ページをご覧ください。 受付番号８番は、変更区分、農振農用地区域外からの編入です。 農地の所在は、赤坂字西田、登記地目は、田及び畑、現況地目は、樹園地であり、変更面積は３，４６１㎡で、果樹経営支援対策事業を活用し、改植するにあたり農用地区域に編入することが必要なため、編入するものです。 現況が樹園地であり、今後の利用も同様であることから、問題ないものと思われれます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請地の現地調査を行った、１１番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回、農振農用地区域に編入の申請があった土地について、去る１２月４日佐藤米一委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号８番は、農振農用地区域外からの編入です。 図面番号８番に示しておりますが、三島集落の西側隣地に位置しております。 申請地の現況は、りんご畑で、周辺の状況は、東側、南側は宅地、北側は樹園地、西側は田となっております。

	数十年に渡り、りんご畑として利用されており、改植事業を行うとのことで、周辺にも農用地が広がる状況から、農振農用地区域外からの編入に問題はないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
工藤元伸委員	変更することによるメリットは何ですか。
福 士 係 長	編入することによって、農振農用地であれば、補助事業が使えることになります。今回は、果樹経営支援対策事業を活用して、改植するための補助を受けるということでの編入になります。
議 長	ほかにございませんか。
工藤勝彦委員	ここは、近くに住宅が建っていますが、薬剤散布の際に薬がかかったりすることもあると思うので、編入することによって問題はないのでしょうか。
福 士 係 長	従前からりんご畑として利用されている所でありまして、住宅も申請人の住宅が隣地にあります。また、農村集落でありますので、薬剤散布に関しては、相互理解により、特に問題ないものと考えております。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４８号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和２年第１２回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前１１時３５分 終了 黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名押印する。

令和2年12月15日

議長 永立康行 

議事録署名者 大平成年 

議事録署名者 佐藤孝文 